平成２７年（フ）第５０号
島根県安来市広瀬町町帳486番地２
債務者　仲田　史朗
１　決定年月日時　平成27年４月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６２号
松江市馬潟町37番地１　レオネクストウェルトップⅡ104号
債務者　中塩　由美
１　決定年月日時　平成27年４月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４７号
広島県福山市神辺町字下御領1194番地２
債務者　柳井　研吾
１　決定年月日時　平成27年４月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第５３号
広島県福山市神辺町字徳田575番地
債務者　藤澤　和彦
１　決定年月日時　平成27年４月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第６２号
青森県八戸市大字白銀町字大沢頭27番地19、申立時の住所青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字家ノ前59番地　コーポ尾駮101号
債務者　米内　友謙
１　決定年月日時　平成27年４月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４５号
神奈川県横須賀市長坂４丁目１番Ｂ―308号
債務者　長谷川美穂
１　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第４１号
神奈川県厚木市林５丁目９番９号　ベネフィットⅡ105、前住所神奈川県愛甲郡愛川町半原1812番地の62
債務者　石井　貴紀
１　決定年月日時　平成27年４月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１８２号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2965番地４グランパーク三里木102号、前住所熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2113番地17
債務者　鴨川　秀範
１　決定年月日時　平成27年４月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１８３号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2965番地４グランパーク三里木102号、前住所熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2113番地17
債務者　鴨川　明子
１　決定年月日時　平成27年４月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１８４号
熊本市中央区国府３丁目５番24―210号　コアマンション新水前寺１―210
債務者　髙橋　秀典
１　決定年月日時　平成27年４月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９７２号
名古屋市南区白雲町45番地　シティオ笠寺公園507号
債務者　住田　尚美
１　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３６号
徳島県吉野川市川島町桑村305番地１、旧住所徳島県吉野川市山川町諏訪240番地
破産者　杉友美千代
１　決定年月日　平成27年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７号
徳島県鳴門市大津町吉永161番地　八弘マンションＡ102号、旧住所徳島県吉野川市山川町諏訪240番地
破産者　杉友　靖弘
１　決定年月日　平成27年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３号
岩手県滝沢市大釜高森36番地12
破産者　中野崎綿子
１　決定年月日　平成27年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１３１４号
埼玉県川口市上青木西１丁目18番21―502号　コーポ西川口
破産者　小倉　直行
１　決定年月日　平成27年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
埼玉県深谷市血洗島228番地１
破産者　宮下　昌利
１　決定年月日　平成27年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１６４５号
愛知県犬山市長者町６丁目82番地
破産者　樫山　祐太
１　決定年月日　平成27年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部